# 相続ってどう準備すればいいの?

第10回 来るべき相続への準備 一遺贈寄付ー

2024.3.21 小川FP・行政書士事務所 あいちライフサイクルマネー 小川 佳宏



# 遺贈寄付って何?

ねえ、最近、遺贈寄付というのが増えてきたと聞くけどどういうこと?





自分が今まで生きてきた証を最後、しかるべき団体に寄付することで社会貢献の意識が高まってきたということじゃない。

なるほどね。誰に寄付してもいいことないわよね。





そうね。ユニセフや国境なき医師団、赤十字とか非課税の寄付先は国税庁のホームページ で知らべておくことね。学校も非課税になるようね。

> 単に相続で国に相続税を納めるくらいなら、自分で寄付して社会貢献をしたいというのも 理解できわね。うちのお父さんは将来どうするのかしら。気持ちは尊重するけど、少しは 家族にも財産残してほしいわね。





そこは、遺留分があるから、それに反しないように上手に専門家と一緒に遺言書を残して おくべきね。



# 遺贈寄付って何?

#### 遺贈寄付っていつまでにしなければいけないの?





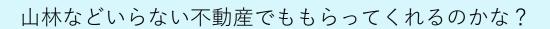
相続税の申告期限の相続発生後10か月よ。

遺言書に寄付が書いてあったら、だれが寄付をするの?





遺贈寄付を考える段階で遺言書を書く時に、遺言執行者を決めて記載しておいてもらうの。 そうすると、相続発生後、遺言執行者が寄付を実行してくれるわ。







不動産は受け取る遺贈先もあるけど、受け取れる不動産は限られるわね。生前に遺言者が売却しておくかした方がいい不動産もあるわね。事前に確認すべきね。



# 遺贈寄付って何?

そうね。一旦、相続人、例えば私が不動産を相続して寄付することもできるの?





Yes/Noね。まずは、その不動産を受け入れてくれるかどうか確認が先。不動産のままでは受け取れないなら、相続人、つまりあなたが売却をして税金引いて現金で寄付すればいいのよ。相手先次第では寄付金控除もできるわよ。

結構、面倒ね。お父さんの財産なんだから、遺留分残してくれれば自分の好きなようにすればいいわ。ちょっと遺贈寄付のこと知っているかお父さんに聞いてみるわ。





そうね。何かご主人、相談ごとあればいつでも言ってね。私、FPと行政書士なので少しお手伝いできるわよ。



その時に頼みますね。



はい、いいわよ。



# 本日、是非、知っていただきたいこと

✓遺贈寄付は遺言で寄付先を指定することができます。遺言は公正証書にして遺言執行者を指定しておくとよいでしょう。

✓事前に寄付先と打ち合わせ、現金は問題ないですが、不動産の寄付や包括遺贈を受けつけているか確認をしましょう。

✓税金関係も事前に税理士と寄附先と打ち合わせをして相続税、みなし譲渡所得税、寄付金控除、不動産取得税などの課税関係を遺贈者自身(被相続人)、相続人、受遺者間で理解の上、実施しましょう。



# 遺贈寄付の流れ

## 遺贈寄付の検討から実施までの流れを理解して、ご自分の想いを実現しましょう。

## 財産をきめる

- ・現金
- ・不動産、株

# 寄附先を きめる

・相続税非課税に なる寄付先がよい

# 遺言書を作成する

- ・公正証書
- ・遺言執行者の指定
- ・寄附先と金額の明示

# 遺言書の 保管と共有



- ・公証役場
- ・法務局
- ・自宅(避ける)

# 遺言執行者の 執行手続

- ・金融機関名義変更
- ・自動車名義変更
- ・不動産名義変更
- ・債務返済など

# 遺言執行者の 執行手続

- ・不動産売売却
- ・現金の遺贈寄付の実行

# 遺贈先から領収書受領

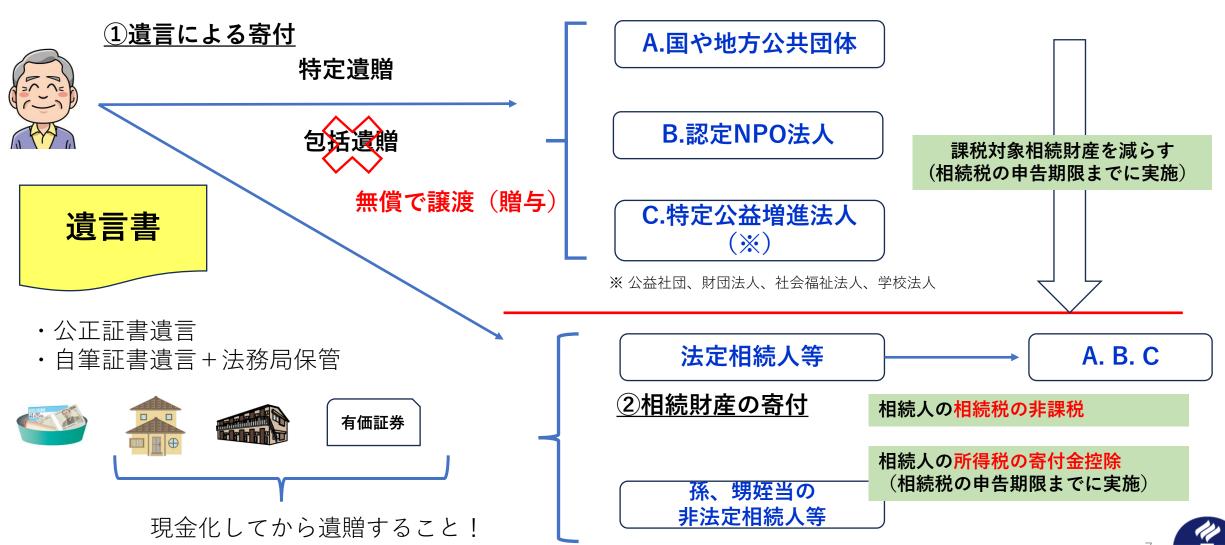
- ・相続税申告書
- ・所得税申告書に添付

相続税申告



# 課税財産を減らす方法 ~遺贈寄付の全体図~

## 遺贈寄付により社会貢献ができ、相続財産を減らすことで相続税や所得税の軽減になります。



# 課税財産を減らす方法 ~遺贈寄付の寄付先~

## 特定遺贈して(包括遺贈は避ける)、どこに遺贈するかは非課税になる寄付先を選択しましょう。

- ✓NPO・NGOや公益財団法人などの団体は、営利目的ではなく、何らかの社会問題を解決するためや、 地域貢献のために活動をしています。
- ・NPOなどの団体へ寄付した遺産は、各団体の支援活動や事業内容に使われます。



- 1. 日本ユニセフ協会
- 2. 国連UNHCR協会
- 3.公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
- 4.認定NPO法人ピースウィンズ・ジャパン

- 5. 認定NPO法人 国境なき子どもたち
- 6. 認定NPO法人 ワールド・ビジョン・ジャパン
- 7. 認定NPO法人 フローレンス
- 8. 日本赤十字

<u>寄附金を支出したとき | 国税庁 (nta.go.jp)</u>



# 課税財産を減らす方法 ~遺言による遺贈~

## 相続財産からの直接、遺贈寄付する場合は相続税の課税対象にならず、節税になります。

## ①遺言により直接寄付

配偶者死亡で、相続人は子供3名、遺産総額10,000万円、特定遺贈額1,000万円

	遺贈寄付あり	遺贈寄付なし
遺産総額	10,000万円	
基礎控除	-4,800万円	
	(3,000万円+(600万円×相続人3人))	
遺贈寄付	1,000万円	なし
相続税の課税対象	4,200万円	5,200万円
相続税額	<b>20%</b> -200万円	30%-700万円
相続税総額	640万円	860万円
	(1人213万円)	(1人286万円)

**遺言執行者**が寄付を 実施するなど

▲ 220万円節税



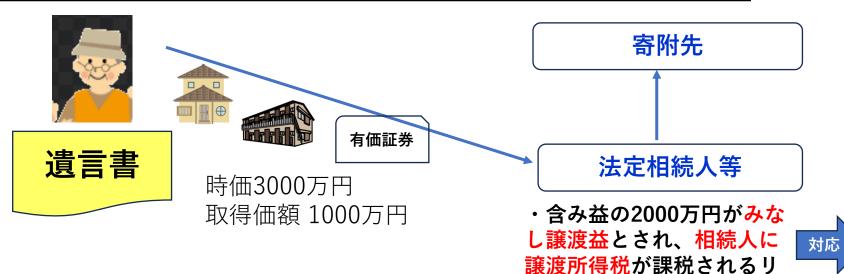
# 課税財産を減らす方法 ~ 相続人からの寄付~

遺贈するものは、不動産の場合は寄付先に確認してから実施しましょう。 また課税関係は予想外の課税がされないように税理士と寄附先に確認してから実施しましょう。

スクがあります。

#### ②相続財産の寄付

1. 寄附先によって相続人にみなし譲渡所得税がかかるリスクがあります



含み益があると、相続人はその財産を相続していないのに税金を支払う義務が発生するリスクがあります



- 1. 不動産を売却して税金を払った残額を寄付する
- 2. 遺言でみなし譲渡の<mark>税金を遺</mark> 贈先が負担する旨の記載をする

2. 不動産を遺贈すると遺贈先に新たに税金が発生します!

	相続人	受遺者
不動産登録税	固定資産税評価額*4/1000	同 20/1000
不動産取得税	なし	特定遺贈の場合にかかる

# 課税財産を減らす方法 ~遺贈寄付をする場合の注意点~

#### 遺贈寄付を行うときは、遺言書作成は専門家に相談しましょう。

## 1. 公正証書遺言か、自筆証書遺言+法務局保管にしましょう。

- ・折角、遺贈するので、無効にならない、紛失しないようにしましょう。
- ・遺言執行人を定めるとスムーズです。相続人や専門家でも可能にも相談しましょう。
- ・口頭やエンディングノートだけでは遺贈寄付はできません。

#### 2. 他の相続人の遺留分を侵害しないような遺言書にしましょう。

・配偶者、子、親は法定相続分の1/2の遺留分侵害額請求権があり、現金での支払いが必要になります。兄弟姉妹には遺留分はありません。

## 3. 包括遺贈(「財産の〇分の〇を遺贈する」)は避けましょう。

- ・受遺者(寄付先)がマイナス財産(借金)も背負うことになるので、受け付けないかもしれません。
- ・法定相続人分割で争いになる可能性があります。
- ・包括遺贈は、遺贈寄付先と法定相続人が、同じ権利を得ることになり、他の相続人に遺留分がある場合、争いなる可能性があります。

#### 4. 相続人のみなし譲渡所得税に気を付けましょう。

・不動産など含み益のある資産を寄付する場合、相続人にみなし譲渡所得税がかかりますが、負担を 遺言書で遺贈先として、遺贈財産を換金した中から負担すると記載しておくとよいでしょう。事前 に、遺贈先と合意をしておきます。

# 業務範囲~当事務所で取扱相談範囲について~

● 個人のお客様のご相談

◆ライフプラニング

◆贈与・相続支援

◆任意後見・家族信託

お金の将来を見えるよう にします

ご家族の誰にもご納得い ただけるようなプランニ ングをします 移行型任意後見契約や家 族信託の利用をご支援し ます

- 各種セミナー
  - ◆世代別セミナー

◆テーマ別セミナー

